



「連合奈良の日」10月 テーマ「最低賃金」



最低賃金奈良地方審議会が **1,051 円** で結審！(11/16 実施)

10月6日「連合奈良の日」の街宣行動を近鉄高田駅前で行いました。

中和地協・笠谷卓見議長、友好推薦議員の、筒井寛香芝市議会議員、尾崎充典元県議会議員に参加いただき最低賃金について訴えました。

最低賃金とは、その名前の通り、賃金の最低額に関する国のルールで、「この金額を下回る金額で、人を働かせたら法律違反！」というものです。2025年は前年比65円アップの時間額1,051円が11月16日から実施されます

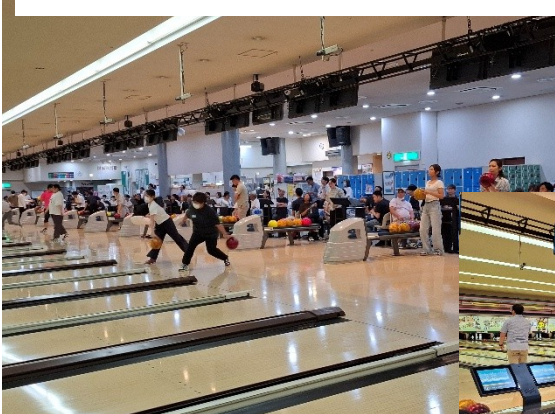
最低賃金はすべての働く者に適用されるルールです。連合には、日々相談が寄せられます。「正社員と同じように働いているのに、パートの時給が最低賃金に届かない」「月給を時給に換算したら最低賃金を下回っている」などです。働いている人はかならず確認してみましょう。「月給だから大丈夫」とは思わずに確認してください。

連合は、1,051円では、まだまだ安心して暮らせる賃金ではないと考えます。一日8時間、20日働いても1か月で16万円程度です。誰もが安心して暮らすことができる賃金、制度を目指して連合奈良は取り組んでいきます。

連合は「必ずそばにいる存在」として、声をあげることが難しい方や職場に相談窓口がない方など、一人で悩まずに連合労働相談窓口「0120-154-052」へご相談ください。みなさんのご相談にしっかりと寄り添います。



中和地協・労福協共催 ボウリング大会



9月10日(水)オプトボウル高田で開催しました。
多くの単組から参加申し込みをいただき
112人が2ゲームを楽しみました。

